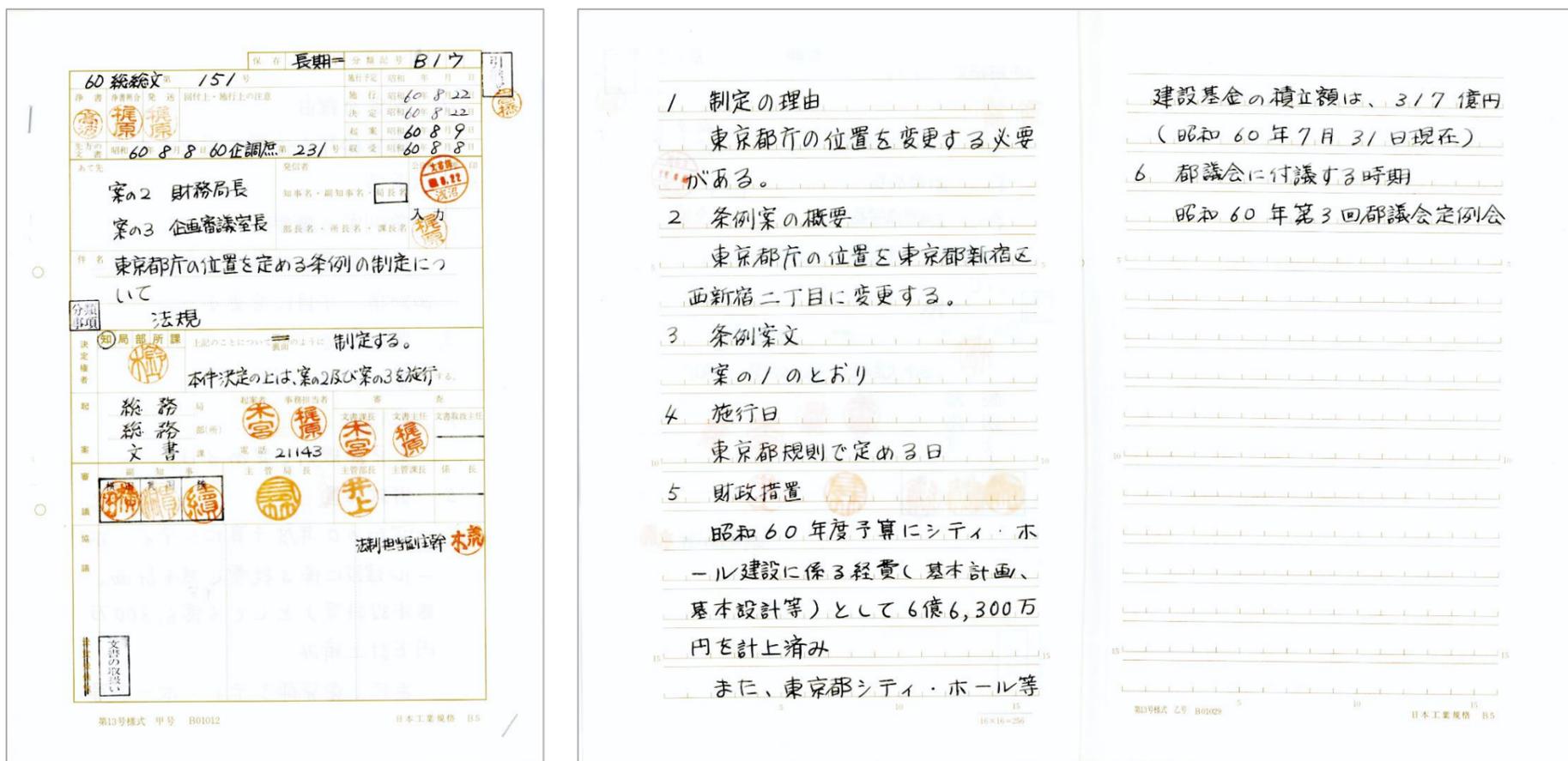


東京都庁の位置を定める条例の制定 (昭和 60 年)



「東京都庁の位置を定める条例の制定について」昭和 60 年(1985) (請求番号:ク407. 43. 02)

シティ・ホール建設審議会の答申が出た後、鈴木知事は新宿地区に本庁舎・議会棟を、丸の内地区に都民ホールを中心とする一大文化センターを建設する構想を固めます。そして昭和 60 年(1985)2月の都議会で都庁の位置を定める条例案を提出しようとしませんが、都議会各派や都民の理解を得られず、断念します。

しかし同月 27 日の都議会開会に際し、知事は改めて自らの考えを表明、具体的な計画を示して各方面の理解を得る決意を示しました。

同年8月 22 日、知事により「シティ・ホール建設計画基本構想」が発表され、その翌月9月には「東京都庁の位置を定める条例」案が都議会に提出されました。審議は難航し、会期を3日延長して迎えた9月 30 日の本会議で、投票が行われました。結果は、投票総数 119 票のうち、賛成 88 票、反対 31 票。出席議員の3分の2を上回る特別議決により、可決となりました。